

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都板橋区高島平六丁目2番5号
氏 名 大友運輸株式会社
代表取締役 藤井 練和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年10月14日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 3日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*) (#1)、がれき類(*) 以上12種類
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥（建設汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地
埼玉県和光市新倉5丁目2005番1、2005番2 以上2筆（面積1,065.46㎡）
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件
収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 8年 6月 4日	指令中環第6-30号	新規許可
平成19年 6月18日	指令産指第299号	変更許可（「除く」から「含む」への変更）
平成27年12月25日	指令産廃第1043-1号	変更許可（事業場の移転）
令和 3年 6月 7日	指令西環第1-1号	更新許可
令和 4年10月14日	指令産廃第584-1号	変更許可（保管施設の追加）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01110036630

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
紙くず 以上1種類	11.3㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	11.3㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	9.3㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	9.3㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	36.9㎡	1.5m (屋外)	32.8㎡ (8.2㎡コンテナ×4個)
がれき類 以上1種類	36.9㎡	1.5m (屋外)	32.8㎡ (8.2㎡コンテナ×4個)
汚泥(建設汚泥に限る。) 以上1種類	7.6㎡	1.1m (屋外)	3.7㎡ (密閉型3.7㎡コンテナ×1個)
動植物性残さ 以上1種類	14.3㎡	0.9m (屋外)	1.2㎡ (密閉式ドラム缶200L×6個)
廃プラスチック類 以上1種類	41.0㎡	1.5m (屋外)	32.8㎡ (8.2㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	22.2㎡	1.5m (屋外)	16.4㎡ (8.2㎡コンテナ×2個)

(以下余白)